

## 在ハバロフスク総領事館における証明

在ハバロフスク総領事館では、管轄区域内で生活する日本人からの申請に基づいて、いろいろな証明書を発給しています。主要な証明の概要は次の通りです。

### (1) 在留証明

外国にお住まいの日本人が当該国のどこに住所(生活の本拠)を有しているか、あるいは当該国内での転居歴(過去、どこに住んでいたか)を証明するものです。また当該国以外の外国の居住歴もそれを立証する公文書があれば証明することができます。

在留証明は、あくまでも現在外国にお住まいの方(日本に住民登録のない方)が不動産登記、恩給や年金手続き、在外子女の本邦学校受験の手続き等で、日本の提出先機関から外国における住所証明の提出が求められている場合に発給される一種の行政証明です。

在留証明申請手続きについて、発給条件、必要書類の概要は以下のとおりです。ただし、発給までに要する日数や開館日、申請受付時間は、現地事情や業務量等により異なりますので、詳しくは直接お問い合わせください。

なお、平成18年4月1日より在留証明書の様式が変更となりました。主な変更は、これまでの様式では居住場所に加えて本籍地も証明する形となっておりましたが、変更後は在留の事実(居住の事実)のみを証明することとなります。ただし、「本籍地」の欄は提出先の意向等もありますので、これまで通り残すこととします。本籍地の都道府県名は必ず記入して頂きますが、市区郡以下の住所につきましては、わからない場合や提出機関より記入しなくてよいというのであれば省略することができます。

### 発給条件

- 日本国籍を有する方(二重国籍を含む。)のみ申請ができます。従って、既に日本国籍を離脱された方や喪失された方、日系人を含む外国籍者は発給の対象外です。
- 現地にすでに3ヶ月以上滞在し、現在居住していること。但し、申請時に滞在期間が3ヶ月未満であっても、今後3ヶ月以上の滞在看込まれる場合には発給の対象となります。

- 証明を必要とする本人(注)が公館へ出向いて申請することが必要です。ただし、本人が公館に来ることができないやむを得ない事情がある場合は、委任状をもって代理申請を行うことができる場合もありますが、具体的には事前に当該在外公館にご相談下さい。

1. (注1)既に日本国籍を離脱・喪失された方に対しては、例外的な措置として「居住証明」で対応する場合があります。発給条件、必要書類等は証明を受けようとする在外公館に直接お問い合わせください。
2. (注2)本人申請が原則です。在留証明は上述のとおり、遺産分割協議や不動産登記、その他申請される方にとって重要な用途に使用されるため、在外公館で申請する方の意思と提出先機関の確認を行うと同時に本人の生存確認を行わせて頂いています。

### **必要書類**

- 日本国籍を有していること及び本人確認ができる書類(有効な日本旅券、本邦公安委員会発行の有効な運転免許証等)
- 住所を確認できる文書(例:現地の官公署が発行する滞在許可証、運転免許証、納税証明書、あるいは公共料金の請求書等に住所の記載がある、現地の警察が発行した居住証明等)
- 滞在開始時期(期間)を確認できるもの。また、滞在期間が3ヶ月未満の場合は、今後3ヶ月以上の滞在が確認できるもの(賃貸契約書、公共料金の請求書等)。

### **手数料**

- 1通につき邦貨1,200円相当です。お支払いは現金(現地通貨)となります。

### **申請時の留意点**

- 現地の居住先が確定した場合は、「在留届」を速やかに居住先を管轄する在外公館に提出してください。
- 遠隔地にお住まいの方や病気等個々人の事情により、在外公館に出向いて申請することが困難な場合には、郵便による申請も受けつけております。ただし、できあがった証明書は手数料の納付後に窓口にてお渡ししておりますので、申請人本人または代理人(委任状が必要)が一度は在外公館へ出向いていただくこととなります。
- 在留証明は在外公館のみで発行している証明書です。外務省(東京、大阪分室)では在留証明の申請受理・発給の事務取扱いは行っておりませんので、休暇や出張等での一時帰国の際に日本で在留証明書を入手することはできません。
- 日本に帰国後、海外に在住していたことを証明する必要がある場合には、現地公的機関が発行した納税証明書、公共料金の領収書、現地の運転免許証あるいは旅券に押印された外国の出入国管理当局による出入国印等を、直接国内関係機関に提示の上、ご相談ください。どのような書類が在留証明の代わりとして認められるかは提出先が判断することになります。

## (2) 署名証明

日本に住民登録をしていない海外に在留している方に対し、日本の印鑑証明に代わるものとして日本での手続きのために発給されるもので、申請者の署名(及び拇印)が確かに領事の面前でなされたことを証明するものです。

証明の方法は2種類です。形式1は在外公館が発行する証明書と申請者が領事の面前で署名した私文書を綴り合わせて割り印を行うもの、形式2は申請者の署名を単独で証明するものです。どちらの証明方法にするかは提出先の意向によりますので、あらかじめ提出先にご確認ください。

日本においては不動産登記、銀行ローン、自動車の名義変更等の諸手続き等、さまざまな理由で印鑑証明の提出が求められますが、日本での住民登録を抹消して外国にお住まいの方は、住民登録抹消と同時に印鑑登録も抹消されてしまいます。そのため法務局や銀行等

では、海外に在留している日本人には印鑑証明に代わるものとして、署名証明の提出を求めています。

平成 21 年 4 月 1 日より、署名証明書の様式等が変更となりました。主な変更点としては、これまでの証明書上の様式では記載のなかった署名者の身分事項の項目（生年月日、日本旅券番号）が加わりました。

## 発給条件

- 日本国籍を有する方のみ申請ができます。

（注）元日本人の方に対しましては、失効した日本国旅券や戸籍謄本（または戸籍抄本）（もしくは除籍謄本（または除籍抄本））をお持ち頂ければ遺産相続手続きや本邦にて所有する財産整理に係る手続きに際し、署名証明を発給できるケースもありますので、発給条件、必要書類等は証明を受けようとする在外公館に直接お問い合わせください。

- 領事の面前で署名（及び拇印）を行わなければならないので、申請する方ご本人が公館へ出向いて申請することが必要です。代理申請や郵便申請はできませんのでご注意ください。

## 必要書類

- 日本国籍を有していることが確認できる書類（有効な日本国旅券、本邦公安委員会発行の有効な運転免許証）
- 形式 1 の綴り併せによる証明を希望される場合には、日本より送付されてきた署名（及び拇印）すべき書類

（注）署名は領事の面前で行う必要がありますので、事前に署名をせずにお持ちください。なお、事前に署名（及び拇印）をされた文書をお持ちになった場合は、事前の署名（及び拇印）を抹消の上、領事の面前で改めて余白に署名（及び拇印）して頂くこととなります。

## 手数料

- 1 通につき邦貨 1,700 円相当です。お支払いは現金(現地通貨)となります。

## 申請時の留意点

- 本人の署名を証明するのは、基本的には現地の公証人です。外国籍者は現地の公証人に依頼することになります。
- 領事官が、公証人のようにあらゆる私文書について申請者の署名を証明することができるわけではありません。本件署名証明は、あくまで海外にお住まいの日本人が印鑑証明を必要とする際に、印鑑証明の代わりに発給されるものです。

(備考)

在外公館でも印鑑証明を取り扱っていますので、同証明を希望される場合には、申請先の在外公館に必要書類等あらかじめお尋ねください。

## (3) 身分上の事項に関する証明

外国人との婚姻や外国籍を取得する等さまざまな理由から、外国関係機関から日本人等に対し、いつ、どこで出生したかなど、身分上の事項について証明書の提出を求められることがあります。在外公館で取り扱っている身分上の事項に関する証明は以下のとおりです。

- 出生証明・・・いつ、どこで出生したかを証明するもの
- 婚姻要件具備証明書・・・独身であって、婚姻可能な年齢に達し、相手方と婚姻することにつき日本国法上何らの法律的障害がないことを証明するもの
- 婚姻証明・・・誰といつから正式に婚姻関係にあるかを証明するもの
- 離婚証明・・・いつ正式に離婚したかを証明するもの
- 死亡証明・・・いつ、どこで死亡したかを証明するもの

- 戸籍記載事項証明・・・ある特定の身分上の事項が戸籍謄本(または戸籍抄本)に記載されていることを証明するもの

### 発給条件と必要書類

日本人に限られる場合と既に日本国籍を離脱・喪失された方や外国人も申請できる場合があります。必要書類は基本的には戸籍謄(抄)本(できる限り新しいもの)となりますが、詳細については証明を受けようとする公館に直接お問い合わせください。

### 手数料

- 1通につき邦貨 1,200 円相当です。お支払いは現金(現地通貨)となります。

### (4)翻訳証明

申請される方が提出された翻訳文が原文書(本邦官公署が発行した公文書)の忠実な翻訳であることを証明するものです。外国で会社を設立する, 外国の会社に就職する等さまざまな理由から外国関係機関から本邦における企業の登記簿謄本の翻訳が必要である場合や, この学校を卒業したか, あるいはどんな国家免許・資格等を所持しているかの証明が必要である場合は翻訳証明で対応することになります。

ただし, 翻訳証明ではなく, 印章の証明(本邦官公署またはそれに準ずる独立行政法人, 特殊法人, または学校教育法第 1 条に規定された学校等が発行した文書の発行者の印章(職印または機関印)の印影が真正であることを証明するもの)でも対応可能な場合もありますので, 申請前に提出先にご相談ください。

### 発給条件と必要書類

- 翻訳証明の対象となる原文書は, 原則として我が国の官公署が発給した公文書です。

- 私文書は取り扱うことができませんが、私文書に対し我が国公証人が私署証書をしたものを、当該公証人が所属している(地方)法務局長が公証人押印証明をしたものは対象になります。
- 有効期限のある公文書(例えば運転免許証等)は有効期限内のものに限ります。有効期限が明記されていないものは、原則として発行後 6 ヶ月以内としておりますが、できる限り新しいものをお持ちください。ただし、学位記等再発行されないものについては発行年月日にかかわらず受領できます。

詳細については[証明を受けようとする公館](#)にお問い合わせください。

#### 手数料

- 1 通につき邦貨 4,400 円相当です。お支払いは現金(現地通貨)となります。

#### (5) 公文書上の印章の証明

本邦の官公署またはそれに準ずる独立行政法人、特殊法人、または学校教育法第 1 条に規定された学校が発行した文書の発行者の印章(職印または機関印)の印影が真正であることを証明するもので、外国の関係機関にあてて外国文で発給されます。外国の公文書は翻訳人を明記した和訳文を添付することで本邦官公署において受理されますので、外国の公文書に対する印章の証明は行いません。あらかじめ証明を受けようとする公館にご相談ください。

#### 発給条件と必要書類

- 本邦の官公署の発行する公文書、または独立行政法人、特殊法人、学校教育法第 1 条に定められた学校の発行する文書が対象となります。
- 私文書は取り扱うことができませんが、私文書に対し我が国公証人が私署証書をしたものを、当該公証人が所属している(地方)法務局長が公証人押印証明をしたものは対象になります。

- 有効期限の明記がない文書については、原則として発行後 6 ヶ月以内が対象となります。できる限り新しい文書をお持ちください。なお、国家免許証、卒業証書等の 1 通しか発行されないものは発行年月日にかかわらず対象になり得ます。
- 申請人は日本人に限りません。
- 申請に際しては印章の証明を受ける原文書(コピーは不可)が必要となります。

詳細については、直接お問い合わせください。

### 手数料

- 官公署の発行した書類 1 通につき邦貨 4,500 円相当、その他(官公署が発行したもの以外)のもの 1 通につき邦貨 1,700 円相当です。お支払いは現金(現地通貨)となります。